技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1　現状

(1) おもな職種ごとの職員数、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年４月１日現在）

職　　種	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
清 掃 職 員	42.8歳	59人	293,645円	401,188円
給食調理員	41.3歳	19人	269,131円	318,933円
そ　の　他	53.1歳	8人	371,987円	429,307円
全　　体	43.4歳	86人	295,517円	385,631円

※　「給料月額」とは、基本給のことです。
「給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(2) 民間企業の従業員（非正規のものを含む）の平均年齢、平均給与月額の状況

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業	43.3歳	299,800円
調理師	39.8歳	300,100円

※民間のデータは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているもので、平成16年から平成18年の３カ年の平均の数値です。
※大和郡山市職員の状況が臨時職員を除く正規職員のみであるのに対し、民間企業の従業員にはアルバイト等の非正規職員を含んだ状況であり、比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3)おもな職種ごとの年齢別の人数、給与月額（19年４月１日現在）

職種別 / 年齢別	清掃職員		給食調理		その他		全　体	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
23歳未満	―	―	―	―	―	―	―	―
24～27歳	1人	―	―	―	―	―	1人	※
28～31歳	2人	278,286円	2人	230,743円	―	―	4人	254,514円
32～35歳	9人	328,024円	4人	306,770円	―	―	13人	321,484円
36～39歳	10人	371,445円	2人	252,334円	1人	※	13人	352,223円
40～43歳	18人	388,021円	4人	315,637円	1人	※	23人	374,933円
44～47歳	6人	439,773円	5人	342,541円	―	―	11人	395,577円
48～51歳	3人	399,723円	―	―	―	―	3人	399,723円
52～55歳	1人	※	―	―	1人	※	2人	471,416円
56～59歳	9人	533,270円	2人	445,627円	5人	455,828円	16人	498,123円
60歳以上	―	―	―	―	―	―	―	―
全　体	59人	401,188円	19人	318,933円	8人	429,307円	86人	385,631円

※　個人情報保護の観点から、職員数が１人である場合は表示しておりません。

(4) その他給与に関する事項

①給料表
給料表については、行政職給料表を適用しています。

②手当
条例及び規則に基づき、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当を支給しています。

③昇給
毎年1月1日に前1年間の勤務実績に応じて昇給を実施しています。
昇給号給数の標準は、4号給（55歳を超える職員は2号給）です。

2 基本的な考え方

平成18年4月より、技能労務職員を含む全職員の給与について、国に準じ給与の年功的な上昇を抑制し、職務・職責、実績を反映し得る給与制度とする給与構造改革を実施し、給与水準の引き下を行いました。
また、特殊勤務手当についても、種類、支給対象、支給額について、抜本的な見直しを行いました。
今後におきましても、国の人事院勧告制度や民間の類似職種の給与水準などを参考に、よりいっそうの適正化を図っていきます。

3 具体的な取組み内容

(1)給与
・給与の適正化

	実施時期	取　組　内　容
給料表に関する事項	H18.4月～	給与構造改革により給料を平均5％程度引き下げ
手当に関する事項	H18.4月～	特殊勤務手当の見直し ●廃止 ・過年度滞納整理手当　・特殊作業手当 ・訪問調査手当　・伝染病患者処理手当 ・育苗作業手当　・下水処理手当 ・夜間介護手当　・夜間指導手当 ・危険手当　・夜間特殊業務手当 ・センター勤務手当　・繁忙手当 ・精勤手当　・ボイラー運転手当 ・乗務手当 ●整理統合 ・施設管理手当、不快手当、収集処理手当を環境処理手当に統合し額を削減 ●額の見直し ・年末年始勤務手当　日額 5,000円を 2,000円に ・犬猫等死体処理手当　1匹 1,200円を 900円に ・投入槽清掃手当　日額 1,000円を 500円に ・保育業務手当　給料月額の5％を3％に
	H19.4月～	特殊勤務手当の見直し ●廃止 ・年末年始勤務手当 ●額の見直し ・保育業務手当　給料月額の3％を2％に

	実施時期	取　　組　　内　　容
昇給に関する事項	H18.4月～	職務･職責に応じた昇給制度への改正 満５５歳を超える職員の昇給抑制　　４号給を２号給に

(2)定員管理

･職員数の状況

(単位:人、%)

年度	H7	･･･	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数全体	944		935	914	897	867	844	820	814	777	770	773
前年比較	944		20	-21	-17	-30	-23	-24	-6	-37	-7	3
指　　数	100.0		99.0	96.8	95.0	91.8	89.4	86.9	86.2	82.3	81.6	81.9
うち技能労務職	161		149	145	136	118	105	98	97	90	87	86
前年比較	161		2	-4	-9	-18	-13	-7	-1	-7	-3	-1
指　　数	100.0		92.5	90.1	84.5	73.3	65.2	60.9	60.2	55.9	54.0	53.4

(指数は平成７年度の職員数を100とした場合の数値)

職員数については、新規採用の抑制、退職者の増加などにより、職員全体で職員数が最も多かった平成７年度より１７１名の減で、率にして約１９％の減となっています。
このうち技能労務職においても、業務の見直し等を実施し、必要最小限の退職者の補充にとどめるなど、職員数の削減に取り組んできた結果、７５名、約４７％の減となっています。

4　その他

☆ *大和郡山市集中改革プラン”リメイク大和郡山”プロジェクト*

平成１８年度に策定した”リメイク大和郡山”プロジェクト実施計画に基づき、事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、機構改革による組織のスリム化を実施し、職員数の削減に取り組みます。また、技能労務職員の業務についても、可能なところから民間委託の推進に取り組みます。